

処 分 基 準

平成26年 3 月 20日 作成

法 令 名：京都府風俗案内所の規制に関する条例
根 拠 条 項：第13条第3項
処 分 の 概 要：性風俗特殊営業者に対する停止命令
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律処分基準別紙2のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考：条例第13条第3項は、「公安委員会は、性風俗特殊営業者又はその代理人等が当該営業に関し、第5条第2項の規定に違反したとき（法第28条第5項（法第31条の3第1項において準用する場合を含む。）の違反に当たる場合に限る。）又は性風俗特殊営業者が前条第3項の規定による指示に違反したときは、当該性風俗特殊営業者に対し、法第30条第1項又は第31条の5第1項の規定により、8月を超えない範囲内で期間を定めて当該性風俗特殊営業の全部又は一部の停止を命じることができる。」として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による手続により停止命令が行われることを規定している。